

# 病気やケガで長期間働けなくなった時の 収入補償制度「GLTD」を導入します！

ミズタニは、社員が病気やケガで長期間働けなくなった時に、生活費をまかなうための収入の一部を補償する団体長期所得補償制度保険「GLTD<sup>\*</sup>」制度を2021年1月から導入します。

日本ではがんや脳卒中などの疾病が増加するなか、医療技術の進歩により死亡せずに長期治療を行なう人が増えています。しかし治療と就業の両立が難しく、長期離脱した従業員の約4割は復職できずに生活のための収入を失っていると言われています。

社員のみなさまが安心して働ける環境づくりを目指し、新しい福利厚生制度として、万が一の場合に収入の一部を補償してくれる保険が「GLTD」保険です。

※「GLTD」とはGroup Long Term Disabilityの略で、団体専用の長期就業不能に備える保険です。

## 【GLTDの概要】

### ○本制度の対象者

本制度の対象者は59歳以下の従業員（健康保険の対象とならない者は除く）です。

### ○長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間（90日）を超えても仕事ができない状態が続いている場合に標準報酬月額30%を60才まで補償します。

※免責期間とは就業障害発生から保険金支払い開始までの待期間です。

※55歳以上60歳未満の方のてん補期間は60歳に達する日までまたは3年間のいずれか長い期間です。

### ○一部復職後も補償

職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して（60才まで）補償します（保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません）。

### ○国内外・業務中・業務外を問わず補償

ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。

### ○退職後も補償

ケガや病気が原因で会社を退職された後も、就業不能状態が続く限り補償は継続されます。

### ○精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間（90日）を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で24か月所得を補償します。

### ○妊娠に伴う障害も補償

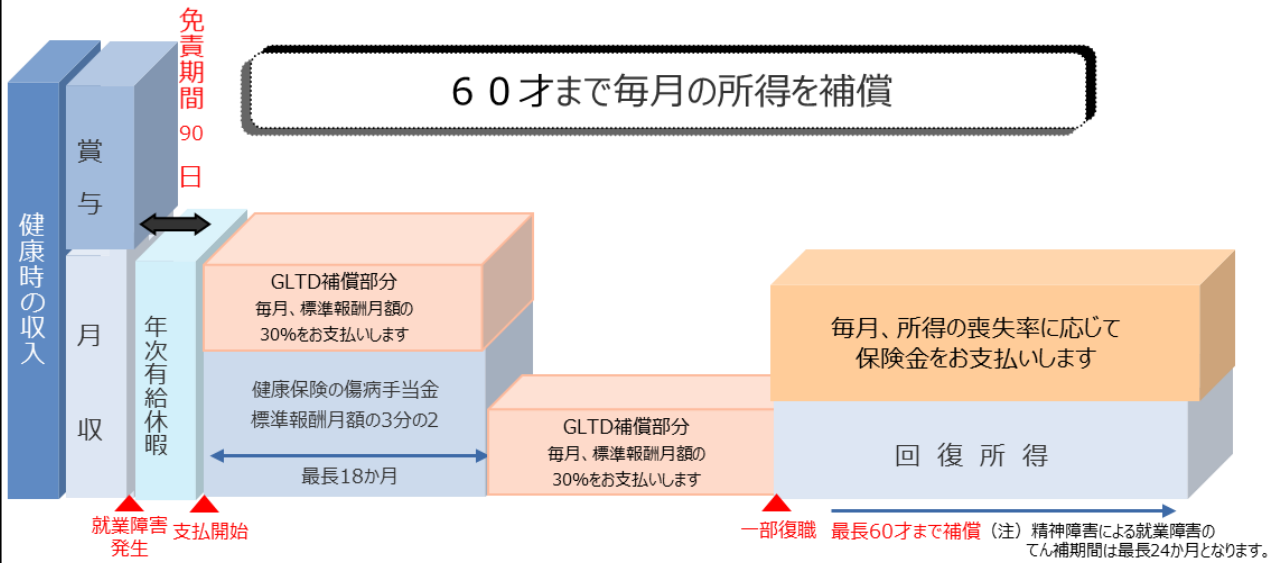
妊娠、出産、早産または流産による身体障害により、免責期間（90日）を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します。

## GLTD補償イメージ

ケガや病気により欠勤・休職期間が長期化し、免責期間（90日）を超えても仕事に復帰できない場合に、60才まで毎月の所得を補償します。

一部復職した場合でも、収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して60才まで補償します。

【イメージ図】



## 就労支援トータルサービス

GLTD加入により下記の相談窓口がご利用いただけます。

詳細は別紙「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」をご覧ください。

### メンタル ご相談

メンタル相談サポート

メンタルITサポート

会社には相談しづらいこころの悩み<sup>①</sup>に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。  
Web（健康・介護チャンネル）上で、ご利用できるストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談が可能です。

### 健康・医療 ・介護 ご相談

健康・医療・介護のご相談

セルフ健康診断サポート

病院情報のご提供

健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。  
最寄りの人間ドック施設や自宅で簡単にできる在宅検診等をご紹介します。  
全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。

### 各種手続き ご相談

税務・フィナンシャルサポート

公的給付申請サポート

福祉情報のご提供

医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。  
障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。  
お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。